

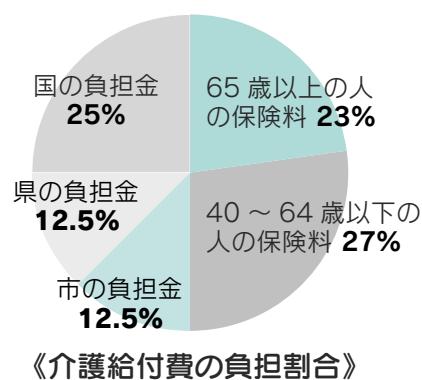


第1号被保険者 (65歳以上の人)の 介護保険料について

■第1号被保険者の保険料は3年ごとに改定されます

令和6年度から令和8年度までの、第1号被保険者の介護保険料基準額については、令和5年度までと同額の5,500円とします。保険料の段階が細分化されたことで、所得に変化がなくても前年度の保険料額と差が出てくる人がいますので、詳しい保険料額は下表をご確認ください。

高齢福祉課 (☎ 82-1172)



● 65歳以上の介護保険料 (表中の□が基準額)

該当者	令和6～8年度保険料		
	保険料率	年額	
生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.285	18,810円	
世帯全員が市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.45	29,700円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える120万円以下	基準額×0.685	45,210円
世帯内に市民税がいる	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9	59,400円
	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額(月額5,500円)	66,000円
本人が市民税課税者	合計所得金額が120万円未満	基準額×1.1	72,600円
	合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	85,800円
	合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	99,000円
	合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	112,200円
	合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9	125,400円
	合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1	138,600円
	合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3	151,800円
	合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	158,400円